

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	広島市立看護専門学校
設置者名	広島市

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	第一看護学科	夜・通信	97 単位	9 単位	
専門課程	第二看護学科	夜・通信	67 単位	9 単位	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<p>本学のホームページに「授業科目及びシラバス」を公表。  「授業科目及びシラバス」には、授業科目、単位数、時間数、担当講師、実務経験、開校学年を提示し、実務経験のある教員が担当する授業科目には○を付けて表示。  <b>ホームページアドレス</b>  第一看護学科  <a href="https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kangogakkou/1524.html">https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kangogakkou/1524.html</a>  第二看護学科  <a href="https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kangogakkou/1525.html">https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kangogakkou/1525.html</a></p>
---

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名 なし
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	広島市立看護専門学校
設置者名	広島市

### 1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	広島市立五施設代表者会議
役割	<p>本会議は、「広島市立五施設代表者会議運営規定」を定め、独立行政法人広島市立病院機構本部事務局と独立行政法人広島市立病院機構の4病院（広島市立市民病院・広島市立安佐市民病院・広島市立舟入市民病院・広島市立リハビリテーション病院）と広島市立看護専門学校との協議及び職員の資質向上と、広島市立看護専門学校の運営に関して外部の意見をを得ることを目的とする会議であり、年に2回開催している。</p> <p>審議事項は、以下の5項目を定めている。</p> <p>(1) 4病院と看護学校の臨地実習を中心とした連絡調整事項</p> <p>(2) 4病院と看護学校との人事交流に関する事項</p> <p>(3) 臨床指導研修会の運営に関する事項</p> <p>(4) 看護職員採用に関する情報提供</p> <p>(5) その他各代表者が病院及び看護学校において協議が必要と判断した事項（教育課程、学生の進路、学校評価など）</p> <p>以上についての意見交換を行ない、学校運営に生かしている。</p>

### 2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
地方独立法人広島市立病院機構 広島市立広島市民病院 副院長・看護部長	2020年4月1日～ 2021年3月31日	実習病院看護管理者
地方独立法人広島市立病院機構 広島市立安佐市民病院 副院長・看護部長	2020年4月1日～ 2021年3月31日	実習病院看護管理者
地方独立法人広島市立病院機構 広島市立舟入市民病院 副院長・看護部長	2020年4月1日～ 2021年3月31日	実習病院看護管理者
地方独立法人広島市立病院機構 広島市立リハビリテーション病院 総看護師長	2020年4月1日～ 2021年3月31日	実習病院看護管理者
地方独立法人広島市立病院機構 本部事務局 参事	2020年4月1日～ 2021年3月31日	実習病院看護管理担当部門管理者
地方独立法人広島市立病院機構 本部事務局 経営管理課看護管理担当主査2名	2020年4月1日～ 2021年3月31日	実習病院看護管理担当部門担当者

(備考)

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	広島市立看護専門学校
設置者名	広島市

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 各授業科目の授業計画(シラバス)と臨地実習要項は、「広島市立看護専門学校学則」に基づき、第一看護学科、第二看護学科の学科別に作成している。 学生と講師による授業評価の結果や、テキストの改定や国家試験の出題基準を踏まえた検討を行い、次年度の授業計画(シラバス)と臨地実習要項の改定を行なっている。 授業計画(シラバス)は、作成様式に則り、授業科目名、単位数(時間数)、開講時期、授業の目的・目標(ねらい)、授業計画(内容)、使用テキスト・参考文献、成績評価の方法を記載し、臨地実習要項は、実習目的、実習目標、行動目標、実習計画、評価基準、評価表を記載している。 成績評価の基準は、学生便覧、ホームページに記載している。(A:80点以上、B:80点未満~70点以上、C:70点未満~60点以上、D:60点未満)。 授業計画(シラバス)と臨地実習要項、学生便覧は、3月中に製本し、新年度に各教員、講師、学生に配布している。 また、シラバスは、ホームページで公開しており、学生だけではなく、第三者も閲覧できるように対応している。	
授業計画書の公表方法	ホームページにて公開 本学ホームページ 第一看護学科 シラバス <a href="https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kangogakkou/1524.html">https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kangogakkou/1524.html</a> 本学ホームページ 第二看護学科 シラバス <a href="https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kangogakkou/1525.html">https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kangogakkou/1525.html</a>
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

### 1. 評価方法

成績評価方法は、「学生便覧」の成績評価要綱 第2章に示している。

成績の評価は、授業内容（講義・演習・実習等）により、科目の責任者が考慮し、それぞれ適切な評価方法（筆記試験、提出物、記録物、小テスト、実技試験、参加状況）で評価している。また、評価は、履修した授業科目のうち、科目ごとに定められた時間数の3分の2以上を出席した者、実習は、実習ごとに定められた時間数をすべて終えた者に行っている。

実習評価方法は、「学生便覧」の成績評価要綱 第3章に示している。

学則第6条に定める授業科目のうち、臨地実習（以下「実習」という）の成績について、実習ごとに評価を行なっている。

### 2. 単位認定

在学している学生の単位認定は、「広島市立看護専門学校単位認定会議要領」に則り、校長、副校長、第一、第二教務係長、専門員、総務課長、総務課長補佐で構成する「単位認定会議」にて協議し、校長が認定している。

成績の評価は、「成績評価要綱」に基づき、卒業の認定は、「広島市立看護専門学校学則」の「第5章 学業成績、卒業等」に沿って行っている。

「広島市立看護専門学校学則」、「成績評価要綱」は、学生便覧に掲載しており、毎年、学生に学生便覧を配布し、年度初めのオリエンテーションで説明している。

### 3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

科目の成績評価は、「成績の評価及び合否の基準」を「成績管理要綱」に定め、それに沿って評価している。具体的な評価方法は、試験（筆記・口述・レポート・実技等）（以下「科目試験」という）である。実習についても同様に、「成績の評価及び合否の基準」を「成績管理要綱」に定め、臨地実習ごとに評価している。

本校の成績評価基準とG P (Grade Point) は、下表の通りであり、「学生便覧」に「成績の評価及び合否の基準」として評価、得点、合否を示している。G P A (Grade Point Average) の算出方法とG P A指標は、従来の成績評価基準とともに「学生便覧」に掲載している。

評価	得点	合否	G P (Grade Point)
A	90点以上	合格	4
	80点～89点		3
B	70点～79点		2
C	60点～69点		1
D	59点以下	不合格	0

学生個人のG P Aは、成績表に明示している。成績表は、年度末に、学生と保護者に送付している。その際に当該学年のG P A分布表とG P A指標を同封している。

当該学年全体のG P A分布表に各学生個人が自己のG P Aを照合することで、学内での自己の成績の位置づけがわかるようにしている。

ホームページに、本校の成績評価基準と、G P A算出方法とG P A指標を掲載し、学生だけではなく、第三者にも閲覧できるように対応している。

客観的な指標の算出方法の公表方法

#### ホームページにて公開

本学ホームページ 成績管理 成績評価について

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kangogakkou/1522.html>

### 4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>卒業に係る単位の修得については、広島市立看護専門学校学則の第16条(卒業の認定)に定め、「学生便覧」に掲載している。</p> <p>卒業の認定については、校長、副校長、第一、第二教務係長、専門員、総務課長、総務課長補佐で構成する「卒業認定会議」にて協議し、校長が認定している。</p> <p>卒業については以下の要件が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 臨地実習以外の授業科目については、科目ごとに定められた時間数の3分の2以上を出席した者に成績評価を受ける資格が与えられる。また、臨地実習については、実習ごとに定められた時間数を全て終えた者に成績評価を受ける資格が与えられる。</li> <li>2. 試験等により成績評価基準に則り成績評価を受け、合格した者に単位が与えられる。</li> </ol> <p>各試験等の成績評価基準は、A(80点以上)、B(70点以上、80点未満)、C(60点以上、70点未満)を合格とし、D(60点未満)を不合格と定めている。</p> <p>学生には、学生便覧を毎年配布し、年度初めのオリエンテーションで説明している。また、ホームページ上に卒業認定に関する要件を掲載し、第三者にも閲覧できるようにしている。</p>	
<p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p>	<p><b>ホームページにて公開</b></p> <p>本学ホームページ 成績管理 卒業認定について  <a href="https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kangogakkou/1523.html">https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kangogakkou/1523.html</a></p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	広島市立看護専門学校
設置者名	広島市

1. 財務諸表等

削除

2. 教育活動に係る情報（第一看護学科）

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		専門課程	第一看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	全日 制	97 単位時間/単位	単位時間 74/単位	単位時間 /単位	単位時間 23/単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			97 単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
240 人		242 人	0 人	19 人	97 人	116 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <p>本校は、1. 豊かな人間性や倫理的配慮をもって、地域社会に貢献できる看護師を養成する 2. 専門職者として、自己教育力をもって自律できる看護師を養成する 3. 時代のニーズに対応し得る看護の専門的知識・技術・臨床判断能力を備えた看護の実践者を育成するという3つの教育理念を掲げている。そこから、教育目的を「豊かな人間性を培い、看護の専門的知識・技術・態度を修得し、自己研鑽できる看護の実践者を育成する」と掲げ、教育目標を、(1) 看護の実践者としての基礎的知識・技術・態度を身につける。(2) 社会の動向を把握するとともに、保健医療チームの一員として自己の役割を認識し協力できる。(3) 主体的に学習に取り組み、自己成長できる基礎を身につける。(4) 個としての人間を尊重し、人間性豊かな社会人として成長できる基礎を身につける、と掲げている。この4つの教育目標から、授業科目別教育目的を作成し、授業科目を選定し、カリキュラムを作成している。</p> <p>授業方法は、講義と演習、ロールプレイング、グループワーク、臨地実習等で構成されており、各科目の詳細についてはシラバスと臨地実習要綱に示している。また、年間の授業計画や、成績評価の基準は学生便覧に掲載している。</p> <p>学生便覧、シラバス、臨地実習要項は、毎年度初めに学生に配布し、履修についての説明を行っている。</p> <p>シラバス、成績評価の基準は、ホームページで公開しており、学生だけではなく、第三者も閲覧できるように対応している。</p>
成績評価の基準・方法

<p>(概要)</p> <p>広島市立看護専門学校学則 第5章 第15条に示されているように、学業の成績は、試験、実習その他の成績により評価している。各授業科目の評価方法については、シラバスに明示されているように、筆記試験、提出物、出席状況などによって総合的に評価している。成績評価については、成績評価要綱に沿って評価している。</p>
卒業・進級の認定基準
<p>(概要)</p> <p>広島市立看護専門学校学則 第5章 第16条に示されているように、学校に3年以上在籍し、所定の教育課程を修了した学生について、校長が卒業を認定する。成績評価については、成績評価要綱に沿って評価している。</p>
学修支援等
<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度より、1年生、2年生、3年生すべてを担当制とした。しかし、チューター制(少人数の学生を1名の教員が担当となり、サポートする)も残し、担任が中心となり、チューターと協力し、学生生活のサポートに努めている。</li> <li>・担任面接は、年に2回行っている。必要時は適宜個人面接を行うようにして、学生が困ったこと、悩んでいること、不安なこと等があれば相談できる体制を整えている。</li> <li>・進路相談は、就職支援担当者を決めて、学生の相談を受けると共に、担任、チューターも学生支援に努めている。</li> <li>・スクールカウンセリングは、1回/月開催している。さらに、スクールカウンセラーが全学生に向けてオリエンテーションを行ったり、「スクールカウンセリングだより」を年に2回発刊するなどして、学生への周知を図ると共に、学生支援に努めている。</li> </ul>

卒業生数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
33人 (100%)	0人 (0%)	72人 (98.6%)	1人 (3.0%)
(主な就職、業界等) 広島県内外の医療施設。			
(就職指導内容) 卒業生を数名招致し、「自己の就職活動の経験」という学内でのガイダンスを開催したり、学外で開催されるガイダンスへの参加を促している。			
(主な学修成果(資格・検定等)) 看護師国家試験受験資格、保健師・助産師養成所、養護教員養成課程受験資格、大学編入学受験資格、看護専門士の資格			
(備考)(任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
247人	6人	2.4%

(中途退学の主な理由) 進路変更
(中退防止・中退者支援のための取組) スクールカウンセラーの利用、担任・チューターによる個別面接、学業不振者への個別指導

## 2. 教育活動に係る情報（第二看護学科）

### ①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		専門課程	第一看護学科	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	全日制	67 単位時間／単位	単位時間 51/単位	単位時間 /単位	単位時間 16/単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			97 単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120 人		122 人	0 人	9 人	85 人	94 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <p>本校は、1. 豊かな人間性や倫理的配慮をもって、地域社会に貢献できる看護師を養成する。2. 専門職者として、自己教育力をもって自律できる看護師を養成する。3. 時代のニーズに対応し得る看護の専門的知識・技術・臨床判断能力を備えた看護の実践者を育成するという3つの教育理念を掲げている。そこから、教育目的を「豊かな人間性を培い、看護の専門的知識・技術・態度を修得し、自己研鑽できる看護の実践者を育成する」と掲げ、教育目標を、（1）看護の実践者としての基礎的知識・技術・態度を身につける。（2）社会の動向を把握するとともに、保健医療チームの一員として自己の役割を認識し協力できる。（3）主体的に学習に取り組み、自己成長できる基礎を身につける。（4）個としての人間を尊重し、人間性豊かな社会人として成長できる基礎を身につける。この4つの教育目標から、授業科目別教育目的を作成し、授業科目を選定し、カリキュラムを作成している。</p> <p>授業方法は、講義と演習、ロールプレイング、グループワーク、臨地実習等で構成されており、各科目の詳細についてはシラバスと臨地実習要綱に示している。また、年間の授業計画は、学生便覧に掲載している。</p>
成績評価の基準・方法
<p>（概要）</p> <p>広島市立看護専門学校学則 第5章 第15条に示されているように、学業の成績は、試験、実習その他の成績により評価している。各授業科目の評価方法については、シラバスに明示されているように、筆記試験、提出物、出席状況などによって総合的に評価している。成績評価については、成績評価要綱に沿って評価する。</p>
卒業・進級の認定基準



<p>(概要)</p> <p>広島市立看護専門学校学則 第5章 第16条に示されているように、学校に3年以上在籍し、所定の教育課程を修了した学生について、校長が卒業を認定する。成績評価については、成績評価要綱に沿って評価している。</p>
<p>学修支援等</p>
<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度より、1年生、2年生、3年生すべてを担任制とした。しかし、チューター制（少人数の学生を1名の教員が担当となり、サポートする）も残し、担任が中心となり、チューターと協力し、学生生活のサポートに努めている。</li> <li>・担任面接は、年に2回行っている。必要時は適宜個人面接を行うようにして、学生が困ったこと、悩んでいること、不安なこと等があれば相談できる体制を整えている。</li> <li>・進路相談は、就職支援担当者を決めて、学生の相談を受けると共に、担任、チューターも学生支援に努めている。</li> <li>・スクールカウンセリングは、1回/月開催している。さらに、スクールカウンセラーが全学生に向けてオリエンテーションを行ったり、「スクールカウンセリングだより」を年に2回発刊するなどして、学生への周知を図ると共に、学生支援に努めている。</li> </ul>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
77人 (100%)	0人 (0%)	73人 (94.8%)	4人 (5.2%)
(主な就職、業界等) 広島県内外の医療施設。			
(就職指導内容) 卒業生を数名招致し、「自己の就職活動の経験」という学内でのガイダンスを開催したり、学外で開催されるガイダンスへの参加を促している。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験受験資格、保健師・助産師養成所、養護教員養成課程受験資格、大学編入学受験資格、看護専門士の資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
118人	1人	0.8%
(中途退学の主な理由) 体調不良による学業継続困難。		
(中退防止・中退者支援のための取組) スクールカウンセラーの利用、担任・チューターによる個別面接、学業不振者への個別指導		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
第一看護学科	市内 5,650 円 市外 8,470 円	132,000 円	教材費 160,000 円/3年	教科書代、実習衣代必要
第二看護学科	市内 5,650 円 市外 8,470 円	87,600 円	教材費 160,000 円/3年	教科書代、実習衣代必要
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページにて公開 本学ホームページ 学校自己評価 広島市立看護専門学校だより 学校自己評価 <a href="https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kangogakkou/1520.html">https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kangogakkou/1520.html</a>		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 学則第1条の2第1項「学校は、教育水準の向上を図るとともに、前条の目的を達成するため、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする」に基づき、平成16年度から取り組んできた学校自己評価を継続している(前条：学則第1条「広島市立看護専門学校は、学生に対し、看護師として必要な知識、技術を習得させ、医療の普及及び向上に貢献しえる有能な人材を育成することを目的とする」)。 方法は、①学生に「学校生活について」のアンケートを行う。②教員評価として、学校運営、教育活動、学生支援、教職員の育成、入学・国家試験・就職、地域との連携・社会活動の6項目を自己評価する。その内容を集計し、数値化する。外部評価者は、公益社団法人広島県看護協会、広島市教育委員会、広島市立看護専門学校スクールカウンセラー、地方独立行政法人広島市立病院機構の4病院の看護部及び看護科らの外部関係者から構成されており、「学校運営目標に関して」「活動内容に関して」「自己評価結果(「数値評価に関して」「その他意見・要望等」の4項目について客観的評価を得ている。外部者からの意見を受けて、地域や時代の要請に答え得る看護実践者の養成のために、さらなる組織成長を目指している。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
公益社団法人広島県看護協会	2020年4月1日～ 2021年3月31日	広島県看護協会協会長
広島市教育委員会	2020年4月1日～ 2021年3月31日	指導第二課長
広島市立看護専門学校スクールカウンセラー	2020年4月1日～ 2021年3月31日	スクールカウンセラー

地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立広島市民病院	2020年4月1日～ 2021年3月31日	副院長・看護部長
地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立安佐市民病院	2020年4月1日～ 2021年3月31日	副院長・看護部長
地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立広島市民病院	2020年4月1日～ 2021年3月31日	教育担当副看護部長
地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立安佐市民病院	2020年4月1日～ 2021年3月31日	教育担当副看護部長
地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立舟入市民病院	2020年4月1日～ 2021年3月31日	総看護師長
地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立リハビリテーション病院	2020年4月1日～ 2021年3月31日	総看護師長
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 公表ホームページアドレス <a href="https://www.city.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/8582.pdf">https://www.city.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/8582.pdf</a>		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 本校ホームページアドレス <a href="https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kangogakkou/">https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kangogakkou/</a>
--

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請の場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	広島市立看護専門学校
設置者名	広島市

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

	前半期	後半期	年間
支援対象者(家計急変による者を除く)	人	人	人
第Ⅰ区分	人	人	

	第Ⅱ区分	人	人	
	第Ⅲ区分	人	人	
	家計急変による 支援対象者（年間）			人
	合計（年間）			人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	人
----	---

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。） 及び専門学校（修業年限が2年以下の ものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了 できないことが確定	人	人	人	
修得単位数が標準単位数 の5割以下 (単位制によらない専門学校に あつては、履修科目の単位時間数 が標準時間数の5割以下)	人	人	人	
出席率が5割以下その他 学修意欲が著しく低い状況	人	人	人	
「警告」の区分に 連続して該当	人	人	人	

計	人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）				
年間	人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	人
3月以上の停学	人
年間計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	人
年間計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下）	人	人	人
G P A等が下位4分の1	人	人	人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	人	人	人
計	人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。